

前回検討会の指摘事項を踏まえた平成 27 年度病床機能報告の対応について（案）

前回の検討会において、平成 26 年度病床機能報告の課題を踏まえて、平成 27 年度病床機能報告の対応について提案し、検討いただいたところである。

ご議論いただいた点を踏まえ、本年度の報告においては、以下のように対応することとする。

前回検討会での提案事項	平成 27 年度病床機能報告の対応
<p>（ 1 ）未報告の医療機関に対する対応</p> <p>未報告の医療機関に対しては、都道府県において、まずは報告を督促し、それでもなお未報告の医療機関に対しては、医療法に基づき適切に対応する。</p> <p>医療法上、都道府県知事は、未報告の医療機関に対し、報告するよう命令することができることとなっている。（医療法第 30 条 13 第 5 項）</p> <p>医療機関が都道府県知事の命令に従わない場合は、都道府県知事は当該医療機関を公表することができることとなっている。</p> <p>また、地域医療支援病院・特定機能病院の開設者が都道府県知事の命令に違反した時は、都道府県・国は、それぞれの承認を取り消すことができることとなっている。都道府県知事の命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処することとなっている。</p>	<p>（ 1 ）未報告の医療機関に対する対応</p> <p>原案どおり</p>

<p>(2)「間違い」と考えられる報告への対応</p> <p>救命救急入院料やICU、HCU等を算定している病棟で、回復期機能や慢性期機能を選択するなどの、明確に選択間違いと考えられるものは、平成27年度病床機能報告では、「間違い」として取り扱い、医療機関に修正を求める。</p>	<p>(2)「間違い」と考えられる報告への対応</p> <p>原案どおり</p>
<p>(3)回復期機能の誤解釈への対応</p> <p>「回復期機能」については、「回復期リハビリテーション病棟だけが該当すると考えていた」という事例があったので、医療機関には、医療機能の内容を適切に理解し、医療機能を選択していただく必要があるため、医療機能の内容等を周知徹底する。</p>	<p>(3)回復期機能の誤解釈への対応</p> <p>回復期機能については、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」も含まれることを平成27年度病床機能報告マニュアルに明記する。</p>

<p>(4) 特定機能病院の選択への対応</p> <p>特定機能病院個々の病棟については、必ずしも全て高度急性期とは限らないと考えられる。そのため、病棟の機能の選択に当たっては、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択することを求める。</p>	<p>(4) 特定機能病院の選択への対応</p> <p>特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択することを平成 27 年度病床機能報告マニュアルに明記する。</p>
<p>(5) 報告の単純ミスへの対応</p> <p>「届出病床数が許可病床数よりも多い」というような単純ミスをなくすため、医療機関における入力の際、エラーが表示されるようにするなどのシステム面での対応を図る。</p>	<p>(5) 報告の単純ミスへの対応</p> <p>以下の場合、報告様式（電子媒体）に、「未記入の欄があります。」等の注意文が表示されるようにするとともに、その状態のままでは送信できないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項に記載が無く、記載漏れなのか、報告対象となる患者数等が存在しないのか判断がつかないもの ・ 届出病床数が許可病床数よりも多い場合 ・ 許可病床数が 0 床の場合 ・ 過去 1 年間の在棟患者延べ数が 1 人以上であるものの、稼働病床が 0 床の場合 ・ 施設全体の職員数と、内訳の各部門の職員数の合計が一致しない場合 ・ 在棟患者延べ数が稼働病床数と比較して明らかに多い場合等

(6) 項目の追加

他項目と同一時点の医師数を把握するため、医師数を報告項目に追加する。

(6) 項目の追加

医師数等の項目の追加については、他制度と整理を行いつつ、今後検討する。

なお、医師の需給見直しや地域定着対策の推進とそれに関連する把握方法は、別途、検討を行うこととする。